

目次

第1章 総則	1
第1条（約款の適用）	1
第2条（約款の変更）	1
第3条（用語の定義）	1
第4条（基本サービスの内容）	1
第5条（オプションサービス種目）	2
第6条（iTSCOM オンデマンド）	2
第7条（おまかせマスターパック）	2
第8条（利用契約の単位）	2
第2章 サービスについて	3
第9条（機器）	3
第10条（B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱いについて）	3
第3章 雑則	3
第11条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）	3
第12条（放送内容の変更）	4
第13条（損害賠償の免責および特約事項）	4
付則	4
●「MANSION LAN3年コース」に関する特約	4

ケーブルテレビジョンサービス契約約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

イツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、放送法（昭和25年法律第132号）およびその他の法令に従い、当社の定めるイツコムサービス契約約款（以下「共通約款」といいます。）およびケーブルテレビジョンサービス契約約款（以下「基本サービス約款」といいます。）に基づき、ケーブルテレビジョンサービス（以下「基本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第2条（約款の変更）

当社は、次条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく基本サービス約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の基本サービス約款によるものとします。

- 基本サービス約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第3条（用語の定義）

基本サービス約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
集合共同引込	加入者引込線1回線から、3世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること
建物基本契約	当社と建物代表者との基本契約
機器	基本サービスの利用にあたって使用するSTB、Hit Pot、DVD-Hit Pot、BD-Hit Potおよび付属品の総称
セットトップボックス（専用チューナー）	当社が提供するデジタル放送を受信するために必要な機器
STB	デジタル録画機能のついていないセットトップボックス（専用チューナー）およびリモートコントローラ等の付属品
Hit Pot	デジタル録画機能のついたセットトップボックス（専用チューナー）およびリモートコントローラ等の付属品
DVD-Hit Pot	DVDドライブ内蔵のHit Pot
BD-Hit Pot	Blu-rayドライブ内蔵のHit Pot
Hit Pot等	Hit Pot、DVD-Hit PotおよびBD-Hit Pot
B-CASカード	地上デジタル、BSデジタル放送用ICカード
C-CASカード	専門チャンネル用ICカード
CASカード	B-CASカードおよびC-CASカード
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条（基本サービスの内容）

当社は、加入者に地上デジタル放送、BSデジタル放送およびCSデジタル放送（テレビジ

ン放送、データ放送およびラジオ放送)のうち当社が定めた放送の同時再送信および自主放送を提供します。

2. 基本サービスで提供するサービス品目は次の通りとします。

サービス品目
マックス、ビッグ、アルファエース、エース、ミニ、プレミア、施設利用サービス

3. 当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第5条 (オプションサービス種目)

基本サービスで提供するオプションサービスの種目は次の通りとします。

オプションサービス種目
J SPORTS 4 HD、テレ朝チャンネル1、東映チャンネル HD、衛星劇場 HD、TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、TBSチャンネル1・2セット、クラシカ・ジャパン、フジテレビ ワンツーセット、フジテレビ ワンツーネクスト、フジテレビNEXT、グリーンチャンネルHDおよびグリーンチャンネル2 HD、KBS World HD、Mnet HD、KNTV HD、FOXクラシック、TAKARAZUKA SKY STAGE、DA TV、CNN/US HD、シネフィルWOWOW、FOXスポーツ&エンターテイメント、日テレプラス、WOWOW、スターチャンネル、番組案内誌

2. 当社は、オプションサービス種目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

3. サービス品目の「マックス」または「ビッグ」では、サービス内容に次のオプションサービス種目があらかじめ含まれるものとします。

サービス品目	オプションサービス種目
マックス	テレ朝チャンネル1、TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、フジテレビ ワンツーセット、KBS World HD、FOXクラシック、シネフィルWOWOW、FOXスポーツ&エンターテイメント、日テレプラス
ビッグ	TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、FOXスポーツ&エンターテイメント、日テレプラス

第6条 (iTSCOM オンデマンド)

Hit Pot等のVOD (ビデオ・オン・デマンド) 機能を利用するサービスを「iTSCOM オンデマンド」といいます。

2. iTSCOM オンデマンドは、基本サービスの一内容として、基本サービス約款および別に定めるiTSCOM オンデマンド利用規約により提供するものとします。

第7条 (おまかせマスターパック)

「マックス」、「ケーブルインターネットサービス契約約款 かつとびメガ160」および「ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話」をあわせて契約している加入者には、イツコムサービス料金表(以下「料金表」といいます。)に定める「おまかせマスターパック」の利用料金が適用されます。なお、利用料金には、BD-Hit PotまたはHit Potのレンタル料が含まれています。

第8条 (利用契約の単位)

利用契約の締結は、加入者引込線1回線毎に行うものとします。ただし、加入者引込線1回線により加入する世帯が2世帯となる場合には、利用契約を締結する単位を世帯(事業所、店舗等も同様とします。)毎とするものとします。なお、集合共同引込の場合には、別途建物基本契約の締結をした後、各世帯を単位として利用契約を締結するものとします。

第2章 サービスについて

第9条（機器）

サービス品目のうち「マックス」を利用する場合、加入者はHit Pot等の貸与を受けるものとし、その他のサービス品目はセットトップボックス（専用チューナー）の貸与を受けるものとします。

2. Hit Pot等には、CASカードが付属します。CASカードの取り扱いについては、次条（B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱いについて）の規定によるものとします。
3. 加入者は、DVD-Hit Potを当社より新規で購入または貸与を受けることはできませんが、現在DVD-Hit Potを当社より購入または貸与を受け使用している加入者は、引き続き、同形態にて使用することができるものとします。
4. 当社は、加入者が購入したHit Pot等が設置された日から24ヵ月間保証するものとし、この保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。
5. 加入者が当社より貸与を受けるHit Pot等について故障が生じた場合、当社が認める場合を除き、加入者はHit Pot等の交換を請求できないものとします。
6. Hit Pot等を利用する加入者は、設備、技術的仕様等の制約からHit Pot等の通信機能（iTSCOM オンデマンドを含みます。以下同様とします。）を利用できない場合があることに同意するものとします。
7. Hit Pot等の通信機能を利用する加入者は、Hit Pot等の技術仕様の範囲内において通信を行うことができるものとし、その通信を行う場合は、加入者の責任において行うものとします。
8. 第4項および第5項の規定によりHit Pot等について当社が定める必要な措置を講ずる場合、および加入者がHit Pot等を当社に返還する場合には、加入者の責任においてあらかじめ録画・編集したデータについて他の媒体に移動または複製するものとし、当該Hit Pot等の記録されたデータの一切の権利を放棄するものとします。

第10条（B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱いについて）

B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによるものとします。

2. C-CASカードを必要とするセットトップボックス（専用チューナー）を利用する加入者は、セットトップボックス（専用チューナー）の購入、貸与の別にかかわらず、セットトップボックス（専用チューナー）1台につき1枚のC-CASカードを当社より無償貸与されるものとし、セットトップボックス（専用チューナー）の解約または契約の解除後は、速やかにC-CASカードを当社に返還するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換および返還を請求することができるものとします。
3. C-CASカードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改ざんすることを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。
4. 加入者が故意または過失によりCASカードを破損もしくは紛失し、または返還しない場合には、加入者は料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

第3章 雑則

第11条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる、限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの不特定または多数人に対する対価を受け

ての上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできないものとします。

第 12 条（放送内容の変更）

当社はやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって生じた加入者の損害については、賠償の責任は負わないものとします。

第 13 条（損害賠償の免責および特約事項）

加入者が、第 11 条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。

2. 共通約款第 18 条（加入者が行う利用契約の解約）第 1 項および第 19 条（当社が行う利用契約の解除）第 1 項、第 2 項の規定により利用契約が終了した場合に、加入者が別途支払った日本放送協会（以下「NHK」といいます。）の受信料（衛星契約を含みます。）、株式会社WOWWOWの視聴料が払い戻されず、加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何等の責任も負わないものとします。
3. 当社は、視聴状態の確認を行うために、共通約款第 42 条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用するセットトップボックス（専用チューナー）と電気信号による通信を行うことができるものとします。
4. 当社は、Hit Pot等の不具合、毀損および紛失等の原因により、録画・編集したデータの滅失の場合、および正常に録画ができなかった場合等、これらにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。また、第 9 条（機器）第 8 項に定める通り、故障の措置や返還に伴い、当該Hit Pot等に記録されたデータが消去された場合も一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、加入者が、Hit Pot等の通信機能により通信した内容に起因し損害を被った場合、または設備もしくは技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことで損害を被った場合、一切責任を負わないものとします。

付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、基本サービス約款に特約を付することができるものとします。
- (2) 一括加入、業務用等については別に定めます。
- (3) 集合共同引込にて基本サービスを利用している加入者は、利用契約後に当該建物基本契約が「イツコムひかり 施設利用サービス」に変更された場合であっても、現在利用している基本サービスを継続して利用することができます。ただし、基本サービスの変更、もしくは、加入者が「イツコムひかり テレビジョンサービス」に利用契約を変更した後に基本サービスへ契約を戻す変更はできません。
- (4) 第 6 条（iTSCOM オンデマンド）は、新規申込の受付は終了しています。ただし、現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。
- (5) 基本サービス約款は、2018 年 6 月 1 日より施行します。

●「MANSION LAN 3 年コース」に関する特約

1. (申し込み)

- (1) 「施設利用サービス サポートプラン for MANSION LAN」契約の物件に居住している場合、かつ、料金表に定める要件を満たす場合、加入者は「MANSION LAN 3 年コース」を申し込むことができるものとします。なお、「MANSION LAN 3 年コース」は、一加入者につき、料金表に定めるサービス品目の 1 台目に対しての

み申し込みができるものとし、一加入者が当該「MANSION LAN3年コース」を複数申し込むことはできないものとします。

(2) 「MANSION LAN3年コース」と次のサービスをあわせて申し込むことはできないものとします。

- ・ ひかり お得パック・お得パック・お得パックwithタブレット利用規約に定める「お得パック」
- ・ ひかり お得パック・お得パック・お得パックwithタブレット利用規約に定める「お得パックwithタブレット」

(3) 「MANSION LAN3年コース」の契約期間中は、料金表の「まとめて割引」が適用されないものとします。

2. (契約期間)

(1) 「MANSION LAN3年コース」の契約期間は次の表に定める通りとします。

品目名	契約期間
MANSION LAN3年コース	3年

(2) 契約期間は、対象となるサービス品目の利用開始日が属する月の翌月初日を起算日とし、上記の契約期間が経過することとなる月の末日を満了日とします。

3. (月額利用料)

「MANSION LAN3年コース」の加入者が支払う月額利用料は料金表に定める通りとします。なお、料金表に定める月額利用料には、Hit Pot等レンタル料が含まれるものとします。

4. (支払方法)

「MANSION LAN3年コース」の加入者は、料金表に定める月額利用料を、加入者が指定するクレジットカードで支払うものとし、その他の方法で支払うことはできないものとします。ただし、当社が定める一定期間、当社への遅延なき支払い（基本サービス約款に基づく支払いとは限りません。）を継続した加入者については、クレジットカード以外の当社が指定する方法により支払いをすることができるものとします。

5. (加入者が行う「MANSION LAN3年コース」の一時停止)

加入者が料金表に定めるサービス品目の一時停止を行う場合、当該一時停止の期間と同期間、本特約の2. (契約期間)に定める契約期間が延長されるものとします。

6. (更新)

(1) 「MANSION LAN3年コース」の契約期間が満了した場合、「MANSION LAN3年コース」の契約は満了日の翌日から同期間更新するものとします。ただし、満了日の属する月に、加入者より「MANSION LAN3年コース」の解約の申し出がある場合は、この限りではありません。

(2) 加入者が料金表に定めるサービス品目等の変更を行う場合、変更後のサービス品目等の利用開始日が属する月の翌月初日が「MANSION LAN3年コース」の新たな契約開始日になるものとします。

7. (解除)

加入者が「MANSION LAN3年コース」の申し込み後、本特約の1. (申し込み)に定める申し込み要件を満たさなくなった場合、当社は「MANSION LAN3年コース」の契約を解除するものとします。

8. (解約)

「MANSION LAN3年コース」の契約満了日の属する月以外の日「MANSION LAN3年コース」の契約の解約が行われる場合、加入者は「MANSION LAN3年コース」に係る料金表に定める解約料金を支払うものとします。なお、加入者が「MANSION LAN3年コース」解約後も、引き続き基本サービスの利用を継続する場合、加入者は料金表に定める月額利用料を支払うものとします。